

「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」に対して 提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

- ・ 「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」については、生産面に焦点を当て、将来にわたり持続的で発展性のある農業生産の振興を図ることとして、「生産力の向上」と「環境保全対策」を柱に検討を進めてきたところ。
- ・ 令和2年8月19日(水)から9月18日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づき、「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」についての意見の募集を行った結果、19の県民・団体の皆様から45件の意見が寄せられた。また、県内の市町およびJA等に意見照会し、22件の意見が寄せられたところ。

1 県民政策コメント等における意見の反映状況

(1) 第3条第1項

「収入を得る機会の拡大を図ること」との表現を「農業所得の増大につなげる
こと」に修正した。

(2) 第7条

条文中に「の」の使用が多いとの指摘を受けて、表現を改めた。

(3) 前文

条文とすることが難しい重要な項目について、前文に盛り込むこととした。

2 今後の予定

令和2年11月県議会 条例案提案

令和3年4月1日 施行

「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」に対して 提出された意見とそれに対する滋賀県の考え方について

1 県民政策コメントの実施結果について

令和2年(2020年)8月19日(水)から9月18日(金)までの間、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱(平成12年滋賀県告示第236号)に基づき、「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」についての意見の募集を行った結果、19の県民・団体の皆様から45件の意見が寄せられました。

また、県内の市町およびJA等に意見照会し、22件の意見が寄せられました。

これらの意見について、内容ごとに整理し、それに対する県の考え方は以下のとおりです。

なお、取りまとめにあたり、提出された意見・情報の一部は、その趣旨を損なわない範囲で内容を要約したものとなっています。

2 提出された意見の内訳

項目	県民・団体	市町	JA等	合計
条例名称	0	0	1	1
第1 制定の理由	0	0	0	0
第2 概要	—	—	—	—
1 目的	2	0	0	2
2 定義	1	0	0	1
3 基本理念	2	3	1	6
4 県の責務	2	0	1	3
5 農業者等および農業関係団体の努力	0	0	0	0
6 県民の努力	1	0	0	1
7 農地の生産力の最大化	2	3	1	6
8 消費者等の需要に対応した農産物の生産の促進	1	0	0	1
9 情報通信技術等の活用に関する調査研究および普及	1	1	1	3
10 主要農作物の種子の安定生産等	5	0	0	5
11 主要農作物等の品種の育成等	0	0	1	1
12 近江の伝統野菜の保護	2	1	0	3
13 多様な農業者等の確保および育成	8	0	0	8
14 環境と調和のとれた農業の普及	9	2	0	11
15 気候の変動への適応	0	0	1	1
16 新品種等の知的財産の保護	0	0	0	0
17 試験研究等を行う人材の育成等	0	0	0	0
18 財政上の措置	0	0	1	1
19 付則	0	0	0	0
全体	4	2	2	8
その他	5	0	0	5
合計	45	12	10	67

3 「(仮称) 持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例要綱案」に対して提出された意見
とそれに対する県の考え方

番号	該当項目	意見(概要)	意見に対する県の考え
1	名称	<p>「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」との名称が長く親しみをもちにくい。また、「生産性の高い」という表現は、農業の多面的機能を果たしつつも生産性の大幅な向上を望みにくい「市街地」「山間地農業」等の条件不利地で従事されている農業者に受け入れられにくい面があるのではないかと。</p> <p>そのため、「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進」という条例の趣旨・内容は保持しつつも、県民や農業者に対してより受け入れられやすい名称を検討してほしい。</p>	<p>名称については、具体的な規定内容を正確に表現するために原案のとおりとします。</p> <p>なお、<u>短くて親しみの持てる愛称について検討します。</u></p> <p>また、農業を持続するためには、営農規模の大小に関わらず、生産力の向上、安定生産、農作業の省力化が必要であることから、「生産性の高い」農業を推進していくこととしています。</p>
2	1	<p>目的、定義、基本理念に、持続的で生産性の高い農業とあるが、経済優先ではなく、環境保全の観点から、持続可能な農業と明示してほしい。</p>	<p>「持続的」な農業は、生産性の向上とともに、環境との調和を前提としています。</p>
3	1	<p>「生産性の高い農業の推進」という言葉が漠然としていて、イメージできない。</p>	<p>農業を持続するためには、営農規模の大小に関わらず、生産力の向上、安定生産、農作業の省力化が必要であることから、「生産性の高い」農業を推進していくこととしています。</p>
4	2	<p>農業が持続されるために必要なものとして、多様な農業者、農地の生産力の向上、良質な農産物、安定的な生産、安定的かつ効率的な経営、環境との調和の6点を挙げているが、もう1点「需要の拡大」を追加するべきである。</p> <p>農業者の高齢化が進み、後継者がいないのは収入が少なく、生活が成り立たないからである。</p> <p>是非、県主導で消費拡大を行い、儲かる農業から持続される農業を作りだしてほしい。</p>	<p>「需要の拡大」は重要な視点であり、第8条「消費者等の需要に対応した農産物の生産」等で位置付けていますので、原案のとおりとします。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
5	3 (1)	<p>「農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境」を整備するためには、自然的経済的社会的制約がある中で、農業に意欲と誇りを持って従事することによって、一定の農業所得が得られ、農業で生計が成り立つ姿を示す必要があり、そのための営農類型別の農業経営モデルを確立する必要がある。</p> <p>そのため、営農類型別の農業経営モデルを確立することにより、持続的で生産性の高い農業経営の実現を目指していく旨の表現の追加を検討してほしい。</p>	<p>この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものであることから、原案のとおりとします。</p> <p>なお、営農類型別の農業経営モデルの確立等の具体的な施策については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針の見直しの中で検討していきたいと考えています。</p>
6	3 (1)	<p>条例の制定理由および農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針（市町においてはこの方針に基づく基本構想）に基づき、年間所得を増大することを目標としているため、「収入を得る機会の拡大」ではなく「農業所得の増大」とした方がいいのではないかと。</p>	<p>御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>【修正前】 「<u>収入を得る機会の拡大を図ること</u>」</p> <p>【修正後】 「<u>農業所得の増大につなげること</u>」</p>
7	3 (1)	<p>「意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備すること」の主語は、「その他の多様な農業者等」と読めるが、「収入を得る機会の拡大を図ること」の主語がない。記載されている意味が違うのであれば、表現を修正してほしい。</p>	<p>御指摘の部分は、「環境を整備すること」の例示となります。</p> <p>なお、「収入を得る機会の拡大を図ること」は上記6のとおり修正しません。</p>
8	3 (2)	<p>「地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響」と文中で、「の」が続いているため、文言整理をした方が良くはないかと。</p>	<p>法規文の性質上このような表現としています。</p>
9	3 (3)	<p>「県民の努力」に言及しているならば、「安全な農産物を県民に届ける」ことを、基本理念に入れるべきだと思ふ。</p>	<p>「安全な農産物を県民に届ける」ことについては、「滋賀県食の安全・安心推進条例」で規定していることから、原案のとおりとしますが、<u>条例前文の中で表現することを検討します。</u></p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
10	3	農業農村の在り方についても言及してほしい。例えば、水源の涵養・生物多様性の保全・文化伝承等の多面的な機能を有する場として、農村を整備し保全すること等を記載してはどうか。	農業の多面的機能については、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」で規定していることから、原案のとおりとしますが、重要な視点ですので、 <u>条例前文の中で表現することを検討します。</u>
11	4	農業者が意欲と誇りを持てるよう、農業者の「持続的で生産性の高い農業の推進のための取組」を県民（消費者）にPRする必要があり、県の責務に「取組の啓発・周知（広報）」を加えるべきではないか。	第6条(1)において、県民は「持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深めるよう努めなければならない」と規定し、県として県民の理解を深めるための広報に努めていくことから、原案のとおりとします。
12	4	県内での消費を促すために、県内の学校給食などに積極的に使用すると県の責務に明示してほしい。	第6条(2)において、県民は「県内で生産される農産物の消費その他の利用に努めなければならない」と規定しており、原案のとおりとします。
13	4 (2)	「国・市町・農業者等、農業団体および県民と連携し、および協力」と記載されているが、国・市町と連携した持続環境整備が必要であると考え。	県の責務に記載しているとおり、国、市町との連携と協力を進めていきます。
14	6	<p>県民が持続的で生産性の高い農業の重要性への理解を深め、施策に協力して県内農産物の消費、利用につなげるためには、県民に協力してほしいことを分かりやすく発信すると、応援してくれる人は増えるのではないかと。</p> <p>消費者も食に関心を持ち、食べ物がどこで、どのように、誰が作っているのか知ることが大切だと思う。お金があれば、いつでも、なんでも買えるような気がしているが、誰かが作ってくれているから買うことができる。安全・安心はお金で買うものではなく、消費者・生産者・流通業者・行政など地域みんなで作っていくものではないかと思う。</p>	御意見を今後の施策を進める上での参考として、県民の方へのわかりやすい情報発信に努めます。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
15	7	「土壌の性質の改善のための資材の施用その他の農地の土壌の適切な管理の方法の普及」と文中で「の」が続いているため、文言整理をした方が良いのではないかと。	御指摘を踏まえ、以下のとおり修正します。 【修正前】 「土壌の性質の改善のための資材の施用その他の農地の土壌の適切な管理の方法の普及」 【修正後】 「土壌の性質を改善するための資材の施用その他の農地の土壌を適切に管理する方法の普及」
16	7	農地の土壌の性質調査、土壌の適切な管理方法の普及について、普及指導の役割は明記されているが、試験研究が担う役割もあるのではないかと。 県内農地の土壌の性質調査あるいは土壌の適切な管理方法について試験研究に取り組むことを明記してほしい。	県として、試験研究と普及指導とを一体的に取り組むこととしており、土壌の性質調査および土壌の適切な管理方法の双方について試験研究を進めていきますので、原案のとおりとします。
17	7	土壌性質調査結果を農地ナビ情報と連動した可視化できる地図マップデータとして地域活用可能な整備をしてほしい。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。
18	7	土壌改善の普及に耕畜連携や牛糞堆肥等の推進を記載してほしい。	「農地の土壌を適切に管理する方法の普及」には耕畜連携等を含むため、原案のとおりとします。
19	7	農地の生産力を高めるため、土壌の性質の改善等に取り組むことになっているが、密接に関連する用水や排水機能の維持・改善も必要不可欠であり、農業用水の維持・確保や農業生産基盤の整備に関する記載も必要である。	農業用水の維持・確保や農業生産基盤の整備は重要と考えていますが、具体的な施策として、現在改定を進めている滋賀県農業・水産業基本計画で検討していきたいと考えていますので、原案のとおりとします。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
20	7	<p>条例第7条以降は、県の行う具体的な施策を示したものだと思うが、各所に「生産性の高い農業の推進」とある。これには「高収益作物の推進」の意図も含まれていると思うが、広く認知されている「高収益作物」の文言がない。農業者にとっても「高収益作物の推進」は求められていると思うので、明記しても良いのではないか。</p>	<p>「水田の多様な利用その他の農地の有効活用」等で高収益作物の推進も一つの方策として考えており、具体的な施策は、現在改定を進めている滋賀県農業・水産業基本計画で検討していきたいと考えていますので、原案のとおりとします。</p>
21	8	<p>いわゆる「マーケットイン」の視点に立った農産物生産の規定と思われるが、このためには、県が実施する“情報の収集、分析、提供”に加えて、もっと直接的に生産と消費との相互コミュニケーションを図ってもいいのではないか。生産と消費とのコミュニケーションを取るための取組を入れてほしい。</p>	<p>「情報の収集、分析および提供」は「需要に対応した農産物の生産」の促進に関する施策の例示であり、御指摘の内容も含んでいますので、原案のとおりとします。</p>
22	9	<p>この規定は、いわゆる「スマート農業」を示すものと思われるが、具体的に広く認知されている「スマート農業」の文言を追記することで、より分かりやすくなるのではないか。</p>	<p>「スマート農業」が明確に定義された用語でないことおよび今後も新たな技術等が出てくる可能性にも対応した規定であることから、原案のとおりとします。</p>
23	9	<p>近年、ドローンによる農薬等の空中散布が県内でも急速に増えてきたが、現状では、化学農薬等飛散や機体事故等防止など安全対策が課題となっており、以下のような対策が必要である。</p> <p>①ドローン等の安全防除の普及や耐病性農作物や化学農薬以外の防除技術の調査研究に取り組むこと。</p> <p>②持続的で生産性の高い生産技術の開発の推進と併せ、ドローンに対する周辺環境への負荷を与えない防除の徹底のため、安全防除推進体制について関係機関と連携し取り組むこと。</p> <p>③無人航空機等の農作業安全対策のガイドライン等による指導の見直し。農作物病虫害雑草防除基準の登録農薬の充実を行うため、関係機関団体等と連携し取り組むこと。</p>	<p>「情報通信技術その他の技術の活用に関する調査研究」と「その成果の普及」には、安全対策も含まれます。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
24	9	大規模農家が持続できる栽培技術の確立を期待する。	今後も栽培技術等の調査研究およびその成果の普及に努めます。
25	10	種子法が廃止されても、滋賀県では引き続き、原種・原原種の種子を生産・試験し、種子を農家に分けていただけると知って安心した。新型コロナウイルスによる今後の景気が心配だが、企業だけでなく、県が景気や災害・社会情勢に関わらず、安定して種子を保管・生産・供給することは農業の安定、食を守ることに繋がると思う。	本条例および「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に関する基本要綱」に基づいて優良な種子の安定的な生産および供給にしっかり取り組みます。
26	10	種子法廃止に代わる部分について、優良な品種の「指定」が「選定」に格下げされ、「種子生産ほ場」の指定の記載がない。きちんと県の役割を果たすために、明記してほしい。	この条文では県が「必要な措置を講ずる」ことを規定しており、(1)～(3)は代表的な措置を示すものです。 詳細は「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に関する基本要綱」で定めており、種子法廃止前と同様の取扱いを行いますので、原案のとおりとします。
27	10	種子の審査の記載があるが、種子の品質を確保するためにも、ほ場審査をされ、ほ場証明書も発行してほしい。	この条文では県が「必要な措置を講ずる」ことを規定しており、(1)～(3)は代表的な措置を示すものです。 詳細は「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に関する基本要綱」で定めており、審査証明書についても種子法廃止前と同様の取扱いを行います。
28	10	奨励品種の種子を安定的に供給するには、その生産を行うほ場の審査を行うだけでは、不十分だと考える。量的に安定供給を行うという視点から条文を見直してほしい。	この条文では県が「必要な措置を講ずる」ことを規定しており、(3)は代表的な措置を示すものです。 詳細は「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に関する基本要綱」で定めており、種子法廃止前と同様の取扱いを行いますので、原案のとおりとします。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
29	10	優良な種子を生産するためには、特別な技術と管理等が必要とされており、従来どおりの体制を維持してほしい。また、特別な技術と管理等は高価とならざるをえないので、引き続き十分な財政支援をお願いしたい。	第17条で「試験研究または普及指導活動を行う人材の育成および試験研究が円滑に行われるための環境の整備」を規定するとともに、第18条で「必要な財政上の措置」について規定しています。
30	11	優良品種の育種・生産・確保などに関することについてしっかり取り組んでほしい。特に産地独自のコシヒカリ以降に収穫できるキヌヒカリに代わる多収量食味品種育成について努力してほしい。	第11条に規定しているように、今後も優良な品種の育成に努めます。
31	12	近江の伝統野菜など固有の品種を残し、多様な種子を残すことは、豊かな食文化を継承し、気候変動によるリスクを抑えることにもなる。	第12条に規定しているように、今後も伝統野菜の保護に努めます。
32	12	近江の伝統野菜について、保護の観点だけでなく、ブランド化、需要拡大、商品開発といった「攻め」の観点を加えてはどうか。	第12条に規定しているように、近江の伝統野菜の「需要の拡大のための情報の発信」等の積極的な施策も推進していきます。
33	12	滋賀県の野菜、特に米の美味しさに、毎日幸せを感じており、滋賀の農業者の方は頑張っているねと家族で話している。地産地消で農業を大切にしたいと思っている。是非、伝統的な種子を守ってほしい。土地固有の種子が手軽に手に入るようになればありがたい。	第12条に規定しているように、近江の伝統野菜の「品種の維持のための種子の保存」に努めます。また、第10条に基づき、主要農作物の優良品種の種子の安定的な生産と供給を促進します。
34	13	農業の推進には後継者が希望を持てるようにする施策が必要である。	第13条に規定しているように、意欲と誇りを持った多様な農業者等を確保、育成するための施策を推進していきます。
35	13	「多様な農業者」の多様の意味が、この案ではわからない。どんどん民間企業の参入を促進するという意味か。利益追求を第一目的とした民間企業の参入を促進するのではあれば反対である。	「多様な農業者」は経営規模の大小、個人・法人、団体や専業・兼業に関わらず農業を営む方を幅広く含めて考えています。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
36	13	「県は、意欲と誇りを持った多様な農業者等を確保し、および育成するため、新たに就農しようとする者に対する」と、「新規就農者」への支援施策の記載があるが、多様な農業者等の中心的存在である認定農業者等の「担い手」をどのように支援するのが不足しているのではないか。	新規就農者への支援は、意欲と誇りを持った多様な農業者等の確保、育成に関する施策の例示であり、「必要な施策」に認定農業者等のいわゆる「担い手」の支援も含まれます。
37	13	農業の発展を図るには現状の小作的小規模農業から大規模農業への転換が絶対条件だと思う。個々の地権が絡む事であり、各農業従事者を納得させるには大変厳しいものがあるが、若手の農業従事者を中心に意思疎通を図り、大規模農業に転換することにより経費の削減と収穫率の向上を目指すべきだと思う。 細かい決め事を策定することより農業従事者のやる気を応援することの方が重要だと思う。	いただいた御意見は、農地の集積・集約化をはじめ、今後の施策を進める上での参考とします。
38	13	滋賀県では近年の集落営農組織や大規模個別経営体による水田での水稲、麦、大豆等の大規模経営が営まれる一方で、新たな野菜等園芸品目の拡大を目指し、農協等を中心に市場出荷の産地づくりも進められているが、多くの農村ならびに農家では農業就業人口の減少や耕作放棄田の増加などが農村地域の課題となっている。	御指摘の課題については、県としても認識しており、具体的な施策は、現在改定を進めている滋賀県農業・水産業基本計画で検討していきたいと考えています。
39	13	「持続可能な」「家族農業」が今後の農業の方向性を示している。「規模拡大」に限界があることは周知のことである。地域文化や地域環境の主体である中山間地域や中小規模の農家の支援をお願いしたい。	規模の大小に関わらず多様な農業者の確保、育成が必要と考えており、御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
40	13	<p>担い手不足が課題と聞いているが、高齢者や障がい者の雇用を進めることも一つかと思う。少ない労力でも取り組めるスマート農業に期待している。</p> <p>将来にわたって、食糧を安定的に得るためには、農家が安定して継続していくことが必要であり、農業参入の敷居を低くし、高齢者や障がい者、引きこもりの方など社会参加されていない方等の多様な担い手が関わりやすくなれば、担い手不足解消だけでなく、生きがいやふれ合いを生み出し、地域福祉への貢献にもなる。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p> <p>なお、県では、農業分野と福祉分野との連携を示す「農福連携」等の具体的な取組を進めています。</p>
41	13	<p>農業従事者が減っている昨今、若い失業者に農地を貸し出したり、少し安く買ってもらう取組や、一人一人が家庭菜園を行う取組ができれば、子ども達にも育てる方法を教えられるし、自給率を上げることができると思う。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p>
42	14	<p>条例の前提となる法が種子法の改定のように農業者の自主性を損ねることもあり、日本の法を標記の趣旨に沿えるよう変更する必要があるのではないか。</p> <p>持続的で生産性の高い農業は、市場に出ることから多量の生産量が必要となり、農薬等を使用する。一方、消費者は安全性と価格の両面で満足したいという我儘的な面もあるので、この点の解決策を記したものにしてほしい。</p>	<p>滋賀の農業を持続的で生産性の高いものとするためには、生産性の向上とともに、環境と調和のとれた農業の普及を両輪として進めていくことが重要と考えており、基本理念や第14条で示しています。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
43	14	<p>持続可能を謳っているのだから、もう少し環境に配慮した条例にすべきではないか。まず、最低でも有機農業を強く推進することを確実にしてほしい。</p> <p>持続可能な農業のために、除草剤や農薬使用を段階的に禁止し、滋賀県が有機農業を推し進める姿を明確に表してほしい。</p> <p>せめて有機農業、もっと言えば、自然農法そして共生農法に移行するように県が導いてほしい。そうでなければ、環境と農業者を救うことはできないと思う。</p>	<p>持続的な農業には環境への配慮は不可欠であり、県では「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に基づき化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる「環境こだわり農業」を推進し、その象徴的な取組として有機農業を推進しています。</p> <p>この条例では、第14条で環境と調和のとれた農業の普及として「環境こだわり農業の推進」を規定しており、今後も引き続き推進していきます。</p>
44	14	<p>環境保全対策のところに、生物多様性の確保のために農薬に頼らない農業を推進すると明示してほしい。</p>	<p>第14条で環境と調和のとれた農業の普及として、化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる「環境こだわり農業の推進」を規定しており、今後も引き続き推進していきますので、原案のとおりとします。</p>
45	14	<p>滋賀県では、自動運転機能やドローンなどを活用したスマート農業の推進を進めるなど農業を取り巻く環境が変化していくことから、この条例においても、高性能な機械の導入を視野に高生産性機械の技術開発とあわせ、環境負荷を与えない病害虫防除技術の開発の記載が必要と考える。</p> <p>また、現在、滋賀県農作物病害虫雑草防除基準等を作成し、水稻、麦、大豆等の安全で効果的な農薬の登録等が行われているが、園芸品目、特にマイナー野菜などの安全使用農薬等の調査研究と情報提供等にも取り組む必要がある。</p>	<p>第14条で規定する「環境と調和のとれた農業の普及」に「必要な施策」には、環境負荷を与えない病害虫防除技術の開発も含むため、原案のとおりとします。</p> <p>なお、園芸品目に関する御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
46	14	<p>濁水の流出の防止に関する啓発、技術や知識の普及はこれまで取り組んでこられたにも関わらず、琵琶湖への濁水の流入は一向に改善されていない。</p> <p>これまでと同じ啓発や技術・知識の普及だけでは今後も琵琶湖への濁水流入は防止されず、琵琶湖の環境、漁業、生態系への悪影響は改善されないと強く懸念する。</p> <p>この条文については、「(前文略) 農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止および農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出を抑制するため、各農業者や土地改良区等に対し積極的な指導、監視を行うとともに、農業排水の循環利用の拡大など必要な施策を講ずるものとします。」に改めてほしい。</p>	<p>この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものであり、濁水に関する部分も「必要な施策」の例示となることから、原案のとおりとします。</p> <p>現在、濁りの大きい河川のある重点地域で新たな対策に取り組むモデル実証ほを設置し、濁水対策の取組効果の調査等を進めています。</p>
47	14	<p>安心して暮らすためには環境への配慮も必要である。農業の多面的な機能、水源の涵養、生物多様性の保全、景観の保全などの役割にも着目してほしい。人と環境にやさしい農業を推進し、農業系廃プラスチック類を適切に処理することで、きれいな水を湛えたびわ湖を私たちの子どもや孫の世代に残したい。</p>	<p>「農業の多面的な機能」に関しては、「滋賀県環境こだわり農業推進条例」で規定されていることから、原案のとおりとしますが、重要な視点ですので、<u>条例の前文の中で表現することを検討します。</u></p>
48	14	<p>現在、田畑の見えるところに暮らし、自身も小さな家庭菜園を作っているので、廃プラスチック材の放置には心を痛めている。積極的な施策をお願いしたい。</p>	<p>第14条で環境と調和のとれた農業の普及として、廃プラスチック類の排出抑制を位置付けています。</p>
49	14	<p>「環境と調和のとれた農業の普及を図るため、耕畜連携の推進」と入れてほしい。</p> <p>今後も県として耕畜連携を推進してほしい。</p>	<p>第14条では、「環境と調和のとれた農業の普及」の代表的な施策として環境こだわり農業の推進等を例示しており、耕畜連携は第7条にも関連することから、原案のとおりとします。</p> <p>具体的施策については、現在改定を進めている滋賀県農業・水産業基本計画で検討していきたいと考えています。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
50	14	<p>環境こだわり農産物の推進、濁水防止、廃プラスチック類の排出抑制の啓発が明記されているが、昨今、農業者と周辺住民との間で問題となっている麦後などの野焼きに対しても、施策を講じる必要があるのではないか。</p> <p>環境と調和のとれた農業の普及には、農業者と周辺住民との相互の理解が必要と考える。</p>	<p>この条例は規制を目的とした条例ではないことから原案のとおりとします。</p>
51	14	<p>農業は、国の礎であることは今後も変わらないことだと考えるが、近年、農業生産に伴う野焼きに対する苦情が増加している。</p> <p>制定理由である「環境と調和のとれた農業」、基本理念である「周辺地域の環境保全に特に配慮」するため、野焼きに頼らない生産技術の確立、農業者の周辺地域の生活環境への配慮努力を明記してほしい。</p>	<p>この条例は規制を目的とした条例ではないことから原案のとおりとします。</p> <p>なお、第7条に基づいて「農地の土壌を適切に管理する方法の普及」としていわゆる土づくりを推進していきます。</p>
52	14	<p>環境に配慮した農業はおおいに歓迎だが、「野焼き（麦後の大豆播種までの圃場焼却やモミぬかの燻炭づくり）の禁止」を明記すべき。</p> <p>燃やさずに大気・空気の環境にやさしい農業を推進してほしい。燃やさずに鋤き込む技術を導入し、その農法を滋賀県のスタンダード農業としてほしい。</p> <p>濁水、廃プラスチック類、大気(空気・悪臭)、トータルで環境にやさしい農業の推進をお願いします。</p>	
53	15	<p>温暖化が作物に与える影響により、農産物の生育ステージに変化が生じ、品質・収量に影響が出ている。</p>	<p>第15条で地球温暖化等の気候変動に適応する農業を推進していくことを規定しています。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
54	18	<p>「県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。」となっております。「努める」という表現に留まっています。</p> <p>しかし、農業に関する予算は、安全・安心な食料の安定供給や農業の多面的機能の発揮等の視点から不可欠であり、あえて「努める」という表現をする必要はないため、削除することを検討してほしい。</p>	<p>予算については、年度毎に議決を必要とするため原案のとおりとしますが、条例に基づく施策を推進するための予算の確保に努めます。</p>
55	全体	<p>近畿の農業県として、「種」を守ることは、地域環境や安全・安心な農産物を守ることでもあり、持続可能な滋賀県農業の基本的な課題と認識しているので、この条例について、いわゆる種子条例として単独での条例化を要請する。</p>	<p>この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものであり、その中で、生産力の最大化に向けた施策のひとつとして、主要農作物の種子の安定的な生産と供給を盛り込むことで主要農作物種子法に定められていた県の責務は網羅できると考えますので、原案のとおりとします。</p> <p>その上で、条例に定める事項の実施方法や手続については、現行の「滋賀県水稻、麦類および大豆の種子供給に係る基本要綱」を改正し運用していきたいと考えています。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
56	全体	<p>この条例の目的が、農業生産性を持続的に高めることと、廃プラチック類の排出抑制の取組等の環境保全の対応を進めることが、「ごたまぜ」になっていて、非常に分かりにくい。</p> <p>種子法が廃止され、それに代わって県の条例で主要作物の原種や原原種を守るという本来の目的であるべき内容がかすんでしまっている。</p>	<p>この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものですが、「生産性を高めること」と「環境保全への対応」とは、滋賀の農業が持続するためにどちらも重要です。</p> <p>また、第10条で主要農作物の種子の安定的な生産と供給を盛り込むことで主要農作物種子法に定められていた県の責務は網羅できると考えます。</p>
57	全体	<p>食育基本法に基づき策定された国の「第3次食育基本計画」および県の「滋賀県食育推進計画（第3次）」を受け、食育の推進に必要な施策についても記載してほしい。</p>	<p>食育の推進については、「滋賀県食の安全・安心推進条例」で規定していることから、原案のとおりとします。</p>
58	全体	<p>農業の生産性を向上させるためには、販売力と両輪で進める必要があることから、県産物の情報発信やPRについて追記できないか。</p>	<p>この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものであり、県産物の情報発信等の具体的な施策は「滋賀県環境こだわり農業推進条例」、「滋賀県食の安全・安心推進条例」、「近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例」等の既存の条例が目指す方向性を踏まえて推進しているため、原案のとおりとします。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
59	全体	滋賀県内で生産される青果物は、その多くが京都の市場に出荷され、一部は県内量販店などに戻ってくるものの、京都や大阪など県外で消費されるものの方が多いと聞いている。持続的で生産性の高い農業を目指し、出荷経費を抑えるためにも、県内で生産された物を県内で消費する割合を増やす必要があるため、「滋賀県内でまわるシステム」の構築について、盛り込んでほしい。	この条例では、第6条（2）で県民が「県内で生産される農産物の消費その他の利用」に努めることを規定し、第8条で「消費者等の需要に対応した農産物の生産」の促進を規定していますので、原案のとおりとしますが、いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。
60	全体	これからの滋賀の農業の健全な発展のために必要な条例である。	この条例に基づき、滋賀の農業の健全な発展のための施策を推進します。
61	全体	町内では法人が営農され、農地を管理していただいている。条例ができることで、農業者を応援できればよいと思う。	この条例に基づき、多様な農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備する施策を推進します。
62	全体	持続的で生産性の高い滋賀の農業の実現に向けて、実効性がある取組ができているか、関係者がその進捗状況を把握し、課題があれば克服していく必要がある。条例の推進を進捗管理していくための仕組み（例：審議会の設置）の条文を追加するか、「滋賀県農業・水産業基本計画審議会」の中で、条例の趣旨に沿って持続的で生産性の高い滋賀の農業の実現に向けた対応ができているか検証する仕組みを設けることを検討してほしい。	この条例は、本県の農業を取り巻く環境変化や課題に対応するため、生産面に焦点をあて、必要となる施策の基本的事項を定めるものであり、具体的な施策については、滋賀県農業・水産業基本計画で成果指標を設定し、進捗管理していくことを考えていますので、原案のとおりとします。
63	その他	県の条例と国の条例は同じ立場であり、どちらが上とか下ということはない。必要であれば県で条例を制定し、国が機能していない部分を補っていくことが必要と感じる。	いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
64	その他	<p>種苗法改正について「都道府県議会の承認がなければ民間企業への育種知見の提供ができない等条例で規制することが必要」との意見があり、これを条文として盛り込んでほしい。</p>	<p>第16条で、県の有する品種の育成者権等の知的財産を適切に保護することを規定しているため、原案のとおりとします。</p> <p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p>
65	その他	<p>遺伝子組み換え作物（GM作物）が近くで作られ交配してしまった場合、GM作物を作った側が訴えるという事が海外で行われており、グローバル企業が軒並み勝訴している。これは農家を疲弊させる由々しき事態である。訴訟が原因で農家を止める人が増えれば農業を推進することは難しくなるので、農家を保護できる内容を県で定められないか。</p>	<p>いただいた御意見は、遺伝子組換え作物の栽培等の取扱いに関して、今後の施策を検討する上での参考とします。</p>
66	その他	<p>食品や苗、種の表示について、昨年9月にゲノム編集の規制なしでの利用を国が認めており、アメリカからゲノム編集された大豆が有機大豆として輸入されている。さらに2023年には遺伝子組み換え表示をなくすことが決められており、消費者は、有機作物を選ぶことも難しくなるのかもしれない。</p> <p>この事態を防ぐため「指定種苗制度」の種苗表示を改訂し、ゲノム編集を含む遺伝子組み換え操作の有無を表示義務化させる必要があり、県民、国民の健康の観点からも規制していただくように強く求める。</p> <p>この「指定種苗制度」の種苗表示を県で制定できれば農業も消費者も同時に守ることができるので是非お願いしたい。</p> <p>遺伝子組み換え種子は、交雑の観点からも一度許してしまえば在来種を守ることができなくなるので、容易に農作物に取り入れられないよう重ねてお願いしたい。</p>	<p>いただいた御意見は、遺伝子組換え作物の栽培等の取扱いに関して、今後の施策を検討する上での参考とします。</p>

番号	該当項目	意見（概要）	意見に対する県の考え
67	その他	<p>本来、何か事を起こすために企画書があり、その企画を実現するためのルールとして条例があるはず。この条例も企画の一部になろうかと思うが、条例に「目的」があり、「理念」がある。そして、具体的な「施策・取組」がある。しかも「施策・取組」には根拠が認められず、きわめて抽象的だ。</p> <p>加えて、第1「制定の理由」では、唐突と思える「廃プラスチック類」が出てきて、考え方に一貫性がない。条例案に企画書が織り込まれているのではないか。このことに標準的なプロセスと異なる点で違和感がある。「漠然とした課題（ありたい姿）」を解決するために条例案が存在するように見える。</p> <p>本来、条例は決まり事を運用するための仕組的なルールであり、a) 広義の課題（狭義の問題と課題）があり、b) 次に現状分析をして、c) 「ありたい姿（課題）」を描き、d) その課題を解決するための施策を組んでいく。この仮説を検証し、確からしさが得られたら、「企画書（知事が決裁する）」に仕上げる。企画書がなければ、「目的と目標」が不鮮明になるために、一番大事な「投資」がいい加減になり、課題解決が進み難くなる。</p> <p>提示された条例は、職員が活動を進め難いところを補佐する役目のように感じる。この様なやり方だと「問題・課題」解決の根本の掘り下げが浅くなるので、どうしても施策はあなた任せになるが、条例に記載しても県民の眼には触れることはない。本当に県民にも頑張ってもらいたいとするならば、滋賀県民と共に課題を解決できる施策の組み立てが必要だ。消費する張本人を除いては解決しない。</p> <p>職員は、条例による手助けがないとテーマを推進し難いのではないか。それが職員が一番大きな問題・課題なのかもしれない。職員がもっと楽に仕事が行える環境づくりと職員の能力向上が必要であり、真の行政改革として「科学的管理」を導入してほしい。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策を進める上での参考とします。</p> <p>なお、この条例では、農業生産に関する施策の基本となる事項を定め、具体的な施策については、滋賀県農業・水産業基本計画等で位置付けて推進していこうと考えています。</p>

県民政策コメントを踏まえた修正

持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例案要綱

第1 制定の理由

滋賀の農業は、世界屈指の古い湖である琵琶湖の周りにおいてその営みが始まり、自然環境に恵まれながら、人々の命の糧となる食料として、近江米をはじめとする安全で安心な農産物を生産するとともに、集落を基本とした営農活動を通じて豊かな農村社会と地域文化を築き、県土や自然環境を保全し、美しい田園景観を形成するなど、私たちの暮らしや地域の発展に重要で多面的な役割を果たしてきました。

一方で、近年、農業就業人口の減少や米の産地間競争の激化に加え、地球温暖化等の気候変動が農業に与える影響の顕在化など、滋賀の農業を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

また、本県では全国に先駆けて滋賀県環境こだわり農業推進条例(平成15年滋賀県条例第4号)に基づく環境こだわり農業をはじめとする環境と調和のとれた農業に取り組んできましたが、農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制なども新たな課題となっています。

こうしたことから、気候変動に適応しつつ農業の生産性を向上させ、農業所得の増大につなげることにより、全ての農業者が意欲と誇りを持って農業を営むことができるようにするとともに、環境との一層の調和に努めるため、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とする持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例を制定しようとするものです。

第2 概要

- 1 この条例は、持続的で生産性の高い農業の推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、県の行う施策の基本となる事項等を定めることにより、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に推進し、もって滋賀の農業の健全な発展に資することを目的とすることとします。(第1条関係)
- 2 この条例の主な用語の定義に関する規定を設けることとします。(第2条関係)
- 3 基本理念(第3条関係)
 - (1) 持続的で生産性の高い農業の推進は、農地の生産力を最大限に引き出し、~~収入を得る機会の拡大を図る~~農業所得の増大につなげることその他の多様な農業者等が意欲と誇りを持って農業を営むことができる環境を整備することを旨として行われな

ればならないこととします。

- (2) 持続的で生産性の高い農業の推進は、琵琶湖およびその周辺地域の環境保全に特に配慮するとともに、地球温暖化その他の気候の変動の農業への影響に積極的かつ効果的に対応することを旨として行われなければならないこととします。
- (3) 持続的で生産性の高い農業の推進は、国、県、市町、農業者等、農業関係団体および県民が適切な役割分担の下に連携し、および協力することを旨として行われなければならないこととします。

4 県の責務（第4条関係）

- (1) 県は、3の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- (2) 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策の策定および実施に当たっては、国、市町、農業者等、農業関係団体および県民と連携し、および協力するものとします。

5 農業者等および農業関係団体の努力（第5条関係）

- (1) 農業者等は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の推進のための取組を主体的に行うよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。
- (2) 農業関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。

6 県民の努力（第6条関係）

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、持続的で生産性の高い農業の重要性に対する理解を深めるよう努めるとともに、県が実施する持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策に協力するよう努めなければならないこととします。
- (2) 県民は、県内で生産される農産物の消費その他の利用がなされることが、持続的で生産性の高い農業の推進において重要であることに鑑み、県内で生産される農産物の消費その他の利用に努めなければならないこととします。

7 県は、農地の生産力を最大限引き出すため、県内の各地域における農地の土壌の性質に関する調査を行い、その結果に基づく土壌の性質~~を~~を改善~~を~~するための資材の施用その他の農地の土壌~~を~~を適切~~な~~に管理~~を~~する方法の普及に努めるとともに、水田の多様な利用その他の農地の有効活用の促進に努めるものとします。（第7条関係）

8 県は、消費者等の需要に対応した農産物の生産を促進するため、農業者等、農業関係団体その他関係者の有する消費者等の需要に関する情報の収集、分析および提供、当該農産物の生産に必要な技術の支援その他の必要な施策を講ずるものとします。（第8条関係）

9 県は、良質な農産物の安定的な生産および農作業の効率化を促進するため、情報通信技術その他の技術の活用に関する調査研究を行うとともに、その成果の普及に努める

ものとしします。(第9条関係)

- 10 県は、主要農作物（稲、大麦、はだか麦、小麦および大豆をいう。(1)および11において同じ。)の優良な種子の安定的な生産および供給を促進するため、次に掲げる措置その他必要な措置を講ずるものとしします。(第10条関係)
 - (1) 県内に普及すべき主要農作物の優良な品種（(2)および(3)において「奨励品種」という。）の選定
 - (2) 奨励品種の優良な種子の生産を行うために必要な原種および当該原種の生産に必要な原原種の生産
 - (3) 奨励品種の種子の生産を行うは場で生産される種子の品質を確保するために必要な審査の実施
- 11 県は、本県の地理的および自然的特性に応じ、かつ、新たな需要を開拓する主要農作物その他の農作物の品種の育成または選定および普及に努めるものとしします。(第11条関係)
- 12 県は、近江の伝統野菜（県内において伝統的に生産されている野菜であって、味、形状等において固有の特徴を備えていると知事が認めるものをいう。）について、その生産を将来にわたって行うことができるようにするため、品種の維持のための種子の保存、需要の拡大のための情報の発信その他の必要な施策を講ずるものとしします。(第12条関係)
- 13 県は、意欲と誇りを持った多様な農業者等を確保し、および育成するため、新たに就農しようとする者に対する情報の提供および相談の実施、農業者等に対する農業の技術および経営方法の習得または改善に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとしします。(第13条関係)
- 14 県は、環境と調和のとれた農業の普及を図るため、環境こだわり農業（滋賀県環境こだわり農業推進条例第2条第2号に規定する環境こだわり農業をいう。）の推進、農業生産活動に伴って生ずる濁水の流出の防止および農業生産活動に伴って生ずる廃プラスチック類の排出の抑制に関する啓発ならびにこれらに関する技術および知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとしします。(第14条関係)
- 15 県は、地球温暖化その他の気候の変動に起因する気温の上昇その他の自然環境に生ずる影響による農産物の生産量の減少、品質の低下その他の被害を防止し、または軽減するため、当該影響を受けにくい農作物の品種の育成等、当該影響に対応して良質な農産物を安定的に生産するための栽培方法の調査研究およびその成果の普及その他の必要な施策を講ずるものとしします。(第15条関係)
- 16 知事は、県が育成した農作物の新品種、県が発明し、または考案した農作物の栽培方法に関する技術その他の県の有する農業に関する知的財産の適切な保護を図るため、育成者権、特許権、実用新案権その他の知的財産権の取得のための手続を行うとともに、取得した知的財産権を適正に管理するものとしします。(第16条関係)

- 17 県は、持続的で生産性の高い農業の推進のためには試験研究および普及指導活動が重要であることに鑑み、試験研究または普及指導活動を行う人材の育成および試験研究が円滑に行われるための環境の整備に努めるものとします。(第17条関係)
- 18 県は、持続的で生産性の高い農業の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。(第18条関係)
- 19 この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。

(仮称)「持続的で生産性の高い滋賀の農業推進条例」の愛称について

【経過】

- ☞ これまでの説明会や意見交換会等において、新たな条例を県民の皆さんに周知する際に、前向きな表現で親しみがもてる愛称を付す旨を説明してきたところ。
- ☞ 今般の県民政策コメントにおいても、県民や農業者の方々に受け入れられやすい名称について検討いただきたいとの意見も提出されたところ。

【愛称の決定方法】

- ☞ 新たな条例の周知を兼ねて、下記の愛称の候補の中から、しがネット受付により県民の皆さんに投票を行っていただく。
- ☞ 投票結果を踏まえ、農政水産部において条例の愛称を決定する。

<愛称の候補>

- ①しがの元気農業条例
- ②しがの農業みらい条例
- ③しがの次世代農業条例
- ④しがの農業三方よし条例
- ⑤しがのがんばる農業条例

【スケジュール】

- ☞ 11月11日 環境・農水常任委員会でのパブコメ結果の報告
パブコメ結果を公表
愛称候補への投票の受付を開始
- ☞ 12月4日 投票受付終了
- ☞ 12月中旬 愛称の決定
- ☞ 12月下旬 11月定例会議の議決後に公表